

18

戦前・戦中期女子歯科留學生の実態

—東洋女子歯科医学専門学校を事例として—

永藤 欣久

東洋学園大学 東洋学園史料室

19世紀後半にアジアでいち早く近代国家へと舵を切った日本は、後に続く周辺諸国・地域の人々が西洋文明を学ぶための安価な留学先として多くの学生を受け入れた。在外領土や中国などの周辺諸国で女子の初等・中等教育が普及するに従い高等教育レベルの女子留學生が現れ、昭和期に至って本格化した。

外地出身者を含む外国人留學生の受け入れは国策として推進された。文部省は1901(明治34)年に省令15号「文部省直轄学校外国人特別入学規定」で官立校に聴講生として受け入れることを規定し、1921(大正10)年の文部次官通牒で正科生の資格を認めた。私学もこれに準じたと考えられる。

女子の初等教員養成は女子師範学校(中等教育)によって行われ、女子師範学校の教員を養成するのは女子高等師範学校である。官立奈良女子高等師範学校の留學生受け入れは本科・選科・聴講生・特設予科のべ301名、卒業は本科・保姆養成科で105名(清, 中国, 満州国, 朝鮮, 台湾)とされる(奈良女子高等師範学校とアジアの留學生; p. 28-32)。教育と並び女性が早くから進出可能な分野だった医学の場合、東京女医学校・同女子医学専門学校の清, 中国, 満州国留學生は入学213名(1908~42)、卒業107名(1912~46)と記録されている(東京女子医科大学百年史; p. 61)。

高等師範、専門学校の根拠法は異なるものの、いずれも中等教育から接続する高等教育機関であり、戦前の女子教育における最高学府である(例外的な大学進学者は存在する)。上記2校は新制大学として現存し記録も今日に継承されているが、一方で歯科教育における女子留學生の実態は戦後長く不明になっていた。文部大臣指定専門学校の水準に達した歯科の女子校は2校あるが、いずれも占領期改革で廃校となっているからである(法人は存続)。

うち、東洋女子歯科医学専門学校(1917~50)の留學生については演者が2016年度に資料調査を行い、その後も断続的に情報が寄せられている。同校が外国人入学規定を定めたのは1920(大正9)年4月、明華女子歯科医学校と称する各種学校の段階である。初の留學生は専門学校昇格後の1924(同13)年に卒業した台湾出身2名で、当時3年制だったことから1921(同10)年入学と推測される。以後、1947(昭和22)年まで卒業した留學生は中華民国8名、満州国20名、タイ9名、朝鮮21名、台湾76名、不明(概ね台湾と思われる)7名、計141名である。これは全卒業生約2,800名の5%にあたり、ピークは「大東亜戦争」開戦前の1939~41(同14~16)年、各年卒業生のそれぞれ14・13・15%を占める。

同校は廃校以前に戦災でも資料を焼失しており、卒業証書原簿と同窓会名簿は完全であるが入学~在学中の名簿は空白が多い。そのため留學生入学数の全容は把握できないが、上記1939~41年卒業生の入学時1935~37(同10~12)年名簿が現存し、それによれば入学時は留學生が各年23・27・22%に及んでいた。1936(同11)年度は定員150名に対し入学110名、留學生は中華民国16、満州国5、タイ2、朝鮮5、台湾2、計30名で全体の27%、卒業(専攻科)は満州国2、タイ2、朝鮮2、台湾3(含本科卒1)の計9名、全68名中の13%である。日本人学生を含む42名、38%の中途退学は前後の年と大差ないが、中華民国留學生は1937(同12)年の日中開戦によって全員退学している。

国内需要のみで入学定員を満たすのは戦時体制が強化される1940(同15)年以降であり、それ以前は経営上の観点からも留學生を積極的に受け入れる施策をとっていたのである。